

支援1 災害見舞金

<床下浸水>

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・災害により住家が浸水した世帯に対し、見舞金を支給します。 ○床下浸水 …3万円
対象者	住家が床下浸水した世帯で、罹災証明を受けられた世帯
申請方法 必要書類	<申請方法> <u>・罹災証明書の内容から支給対象者を確認しますので申請は必要ありません。</u> ※証明書で住家浸水を確認後、福祉政策課から支給します。
お問合せ	福祉政策課 TEL 23-9031

<床上浸水>

支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・災害により住家が浸水した世帯に対し、見舞金を支給します。 ○床上浸水 …6万円
対象者	住家が床上浸水した世帯で、罹災証明を受けられた世帯
申請方法 必要書類	<申請方法> <u>・罹災証明書の内容から支給対象者を確認しますので申請は必要ありません。</u> ※証明書で住家浸水を確認後、福祉政策課から支給します。
お問合せ	福祉政策課 TEL 23-9031

支援2 災害廃棄物の処理手数料の免除

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により被災した家財道具をクリーンプラザ中濃へ搬入時のごみ処理手数料の免除が受けられます。 <p>※クリーンプラザ中濃への搬入は、本人（家族）もしくは許可業者に限ります。</p>
対象者	災害によって直接被害を受けた方で、罹災証明・被災証明を受けられた方
申請方法 必要書類	<p><申請期間> 令和5年8月31日まで</p> <p><申請方法> 環境課、武芸川事務所、武儀事務所、上之保事務所で申請してください。</p>
お問合せ	環境課 TEL 23-6733

支援3 住家の消毒（床上・床下浸水）

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水した住宅に消毒薬を散布いたします。 <p>使用薬剤 ベンザルコニウム塩化物消毒液 (0.05%~0.2%)</p> <p>散布方法 噴霧器による直接散布</p>
対象者	<u>浸水の被害</u> にあった個人住宅で、罹災証明・被災証明を受けられた方
申請方法 必要書類	<p><申込期間> 令和5年8月31日まで</p> <p><申請方法> 環境課にご相談ください。</p>
お問合せ	環境課 TEL 23-6733

支援5 中小企業者災害復旧緊急支援事業補助金

<p>支援の内容</p>	<p>台風7号による大雨で被害を受けた市内の中小企業者が行う建物及び設備等の復旧に必要な経費の一部を補助金として交付します。</p> <p>◆補助率 80% ◆下限 10万円 ◆上限 100万円 ※対象経費の合計が12.5万円から対象となります。</p> <p>【対象経費に含まれるもの(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した建物(工場、事務所、倉庫、店舗)及び設備(電気、給排水、冷暖房)の更新・修繕 ・機械(付属の工具備品も含む)の更新・修繕 <p>※国や県等の公的な補助金、助成金等を受ける場合は対象となりません。</p>
<p>対象者</p>	<p>市内で事業を営む中小企業者(中小企業法第2条に定める中小企業者) ※令和6年3月末日までに事業を再開する者</p>
<p>申請方法等</p>	<p>商工課までお問い合わせください。 TEL 23-6753</p>

支援6 獣害防止柵の被害復旧資材購入補助金 (国県補助金を活用して設置したもの)

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した獣害防止柵（国庫補助事業、県補助事業を活用し設置したもの）の修繕に必要な資材購入費用を助成します。 ○購入費用に対して、10/10を助成
対象施設	<p>耐用年数の残存した施設であること。 (主として金属造のもの14年・樹脂製のもの8年)</p>
対象者	<p>国庫・県補助事業を活用し獣害防止柵を設置した団体</p>
申請方法 必要書類	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年12月31日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所の位置図 ・完成写真 ・購入した資材の納品明細 ・領収書（団体名であるもの） <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施前に農林課へお問い合わせください。
お問合せ	<p>農林課 TEL 23-9251</p>

支援6 獣害防止柵の被害復旧資材購入補助金 (国県補助金を受けずに設置したもの)

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した獣害防止柵の修繕に必要な資材の購入費用を助成します。 ○購入費用に対して1/2を助成 (1世帯あたり限度額 5万円、 1団体あたり限度額 構成世帯数×5万円・上限50万円、 千円未満は切り捨て) ※通常、新規に設置するもののみを対象とした事業ですが、 今回被災したものに限り、修繕に要する費用を助成します。
対象施設	被災し損壊した状況が確認できる獣害防止施設
対象者	農業者
申請方法 必要書類	<p><申請期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年12月31日まで <p><必要書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被災箇所の写真、位置図 ・購入する資材の見積書(事業実施前) ・納品明細 ・領収書 ・設置状況写真(事業実施後) <p><申請方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施前に農林課へお問い合わせください。
お問合せ	農林課 TEL 23-9251